

平成30年11月定例会 総務委員会（付託）

平成30年12月10日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時12分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、説明資料（その2））

- 議案第14号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 知事等の給与に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成31年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料1）
- 平成31年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料2）
- 平成31年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料3）

木下経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の1枚物ですが、平成30年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により、御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第14号から第17号までの条例案4件となっております。以下、その概要を御説明申し上げます。

第14号、第16号及び第17号の条例改正につきましては、本県の一般職の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行うものであります。

第15号の条例改正につきましては、知事等の特別職の給与について、国の特別職に係る期末手当の支給割合が引き上げられることに準じ、同様の改定を行うとともに、給料の削減措置については、引き続き県内の景気動向を見極めるため、平成31年4月から翌年3月まで継続するものであります。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案につきまして、お手元に御配付の総務委員会説明資料（その2）横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、条例案2件でございます。

説明資料1 ページをお開きください。

1, その他の議案等といたしまして、条例案2件を1ページから3ページまで記載してございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部から1点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

平成31年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

経営戦略部といたしましては、未来へ持続可能な執行体制の構築を目指して、県庁を支える基盤であるヒト・モノ・カネ・情報の最適化と強靱化を進めてまいります。

まず、時代の潮流・課題としましては、人口減少社会に対応する組織・職員体制の効率化、依然として高い水準にある職員の超過勤務の縮減、財政構造改革の着実な推進を図ることが求められております。また、県有施設の老朽化対策や情報利用環境の変化に即した新たな情報発信が挙げられます。

こうした課題の解決を図りながら、右に参りまして10年後の目指すべき姿としましては、質的向上を重視した組織・職員体制や働きやすい職場環境、強靱でしなやかな財政基盤、施設の長寿命化や有効活用、徳島の知名度の向上と交流の活性化の実現を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

その実現に向けた施策の方向性としてしましては、まず、一つ目の柱として、ヒト・情報に着目し、情報ツールを活用した新たな「徳島スタイル」の創出を目指します。

ヒトにつきましては、情報端末やRPA、AIなどの第4次産業革命の技術を積極的に活用することにより、長時間労働を是正し、生産性の向上を図るとともに、テレワークなど柔軟な働き方を更に推進することにより、全ての職員が働きやすい職場環境の実現を目指してまいります。

また、情報につきましては、若者のスマホシフトなど、情報媒体の利用環境の変化を踏まえ、あらゆる世代を対象とした情報発信の充実に努めるとともに、新たな徳島ファンの獲得に向けて、海外に向け情報発信の更なる強化を進めてまいります。

次に、右に参りまして二つ目の柱として、カネとモノに着目し、新未来の創造を支える財源の確保に努めてまいります。

カネの部分では、厳しい財政状況に鑑み、財政構造改革を着実に進めるとともに、しっかりと県税収入を確保することにより、健全財政を確保する中で、政策創造に結び付く施策展開が可能となる財政運営を図ってまいります。

最後に、モノにつきましては、老朽化が進行する公共施設について、大規模改修等による長寿命化と利便性・安全性を向上させる機能強化を推進するとともに、官民連携による遊休資産を地域資源として活用し、地域のにぎわい創出につなげてまいります。

以上の取組について、県民目線、現場主義、スピード重視の三つの視点をもって取り組むことにより、生産性の高いサービスの提供、県民満足度の向上の実現を目指してまいります。

以上、平成31年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

手塚監察局長

続きまして監察局から、平成31年度に向けた監察局の施策の基本方針につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右それぞれの冒頭に記載しておりますとおり、公平・公正な県政の運営と県民参加による県政の運営を二つの軸として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、資料の左側でございます。1点目の適切な行政運営の確保・不祥事根絶につきましては、定期監察・随時監察など重層的なチェックの実施により、不祥事の未然防止、再発防止を図るとともに、行政不服審査法に基づく審査請求に対し、的確かつ迅速に対応してまいります。

2点目の不当要求行為への適切な対応・情報公開・個人情報の適正な取扱いにつきましては、不当要求行為に対し、対応能力の向上を図り、関係部局と連携し、き然とした対応を徹底するとともに、県が保有する情報の適正な公開、積極的な提供、また個人情報の適正な取扱いを確保してまいります。

3点目の農林水産関係団体・社会福祉法人等に対する検査の充実につきましては、団体の内部管理体制の強化や運営健全化を確保するため、専門的知見を有する者による検査や職員の検査スキルの向上を図るとともに、指導所管部局と緊密に連携し、法人運営・施設運営改善の定着・浸透を図ってまいります。

次に、資料の右側でございます。1点目の「すだちくんテラス」を活用した情報発信につきましては、引き続きすだちくんテラスの機能強化を図り、県政情報の効果的な発信を進めてまいります。

2点目の県民目線の施策の展開・若者の県政参加の促進につきましては、パブリックコメントやとくしま目安箱など、県民からの意見・提言を県の事業や施策に積極的に反映するとともに、若者が県政を知る機会を増やすため、若者を対象とした県政バスや県庁舎見学などの広聴事業を充実させてまいります。

3点目の「県政運営評価戦略会議」による評価につきましては、第三者機関である評価戦略会議において、県民目線・現場主義に立脚した政策評価を実施することにより、行動計画や総合戦略の見直しや着実な推進につなげてまいりたいと考えております。

監察局からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

戸根会計管理者

続きまして出納局から、平成31年度に向けた出納局の施策の基本方針について、御報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

平成31年度におきましては、厳正かつ効率的な出納業務の追求と働き方改革の実践をテーマに、3点の重点事項に取り組んでまいります。

まず1点目は、平時と災害時のシームレスな「スマート会計事務」の展開であります。今年度、会計事務効率化検討チームを立ち上げ、パソコンで行う定型業務をロボットに代

行させる技術，RPAを活用した事務の自動化を実証中であります。また，大規模災害時の資金の安定供給体制を構築するため，市町や関係機関による連携協議会を設置するなど，会計事務の効率化・災害対応力の強化に取り組んでいるところでございます。

平成31年度は，更なる事務の効率化につなげるため，RPAによる自動化実証から本格実装へ，またAIを活用したFAQによる被災者支援資金等の相談機能の強化を図り，県民サービスの向上につなげてまいります。

2点目は，未収金の更なる削減であります。平成25年度から全庁的な未収金対策を推進しており，特に，重点未収金9債権の取組強化により，平成31年度末目標でありました42億円台を2年前倒しで達成し，下段のグラフのとおり，平成24年度の52億円と比較いたしますと，5年間で約10億円を削減することができました。本年7月には，40億円台まで削減するという新たな目標を設定したところであり，来年度におきましても，全庁一丸となった取組を更に強化し，新たな未収金の発生抑制や法的アドバイスを行う専門者会の機能強化を図るなど，未収金削減計画を着実に実践し，県民負担の公平性と歳入確保に努めてまいります。

最後に3点目は，工事検査の更なる進化と若者への技術継承であります。これまで，工事検査のモバイルワークを推進するとともに，検査の視点から，若手技術者の技術力向上を支援してまいりました。来年度におきましては，更なるモバイルワークの推進，最新の検査技術講習会や，評定データに基づいた成績評定の高位標準化による検査スキルの向上，工夫・改善事例の蓄積と共有に取り組み，検査の更なる効率化と技術継承に努め，公共工事の品質向上につなげてまいります。

出納局からは，以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で，説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

私から前にも言ったのですけれど，内部統制についてお話をお伺いしたいと思います。2020年度から地方自治法が変わるということで，各都道府県と政令指定都市が内部統制について，しっかりと構築しなさいということになっているようであります。その内部統制，言葉からしたら漠然とはこういうことと分かるんです。ただ，実際にどういうことをされるのか。

内部統制の影響があるのは，どの範囲までなのか。あるいは，県の出先や公金が入る場所，税金が入る場所全てなのか。あと，タイムスケジュールについてお尋ねしたい，この3点です。

高崎行政改革室長

ただいま黒崎委員から，内部統制について御質問を頂きました。

委員お話しのように，この制度は2020年度から，都道府県，政令指定都市において，財

務に関する事務について導入が義務付けられております。簡単に言いますと、財務に関するミスがなくして効果的、効率的に業務が行えるように、ミスを見える化して、その対応策をあらかじめ立ててミスがなくしていこうと、それをPDCAサイクルで回しまして、効果的ルールを作って、その体制がきちんと整っているかを監査委員さんの御意見を附して議会に提出することで、また次年度の取組に反映していこうという取組です。

7月末に総務省の研究会におきまして、内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）が公表されました。このたたき台につきまして、現在、総務省におきまして各自治体への意見、質問等の照会が行われ、策定作業が行われております。総務省によりますと、このガイドラインが出るのは3月を目標にしているといったお話がございました。

3月ということでしたので、県としましては先立ちまして、今年度10月末に担当者から成るワーキンググループを新たに設立いたしました。行政改革室、監察課、管財課、総務事務管理課、会計課、公共入札検査課といった関係課と、オブザーバーとして企業局や病院局、教育委員会、警察、また、監査事務局に入っていたいただいたワーキンググループを立ち上げまして、これまで10月末と11月の頭、2回ほど開催をしております。

1回目は、改めて内部統制とはというところから、公認会計士の方に来ていただきまして、ワーキンググループのメンバーだけでなく、広く庁内にも御案内をして主管課の皆様とか、あとテレビ会議でも御案内して、勉強会をまずいたしました。2回目は、リスク評価の留意点など、改めて関係者で理解を深めたところです。

今後のスケジュールですけれども、今、ワーキンググループにおいて、業務執行上のリスクの洗い出しという作業を実際にやっております。リスクの洗い出し作業ができましたら、今後、個々のリスクの発生頻度、また発生した際に県にもたらす影響度がどんなものかと、リスクの重要度を評価していきます。重要だと評価されたリスクにつきましては、標準的な対応策を検討していくようになります。この作業を、今年度中ぐらいを目途に県としても進めていきたいと思っておりますが、先ほど申しましたように、国のほうでも地方自治体が導入する際のガイドラインが3月頃に出るという見込みでございますので、そういったガイドライン、また他県の状況なども勘案して、しっかりした体制になるように、制度が導入できるような取組を進めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

さらさらと説明していただきました。財務上のミスなくするための統制であるというふうなことです。例えば、人事上のいろんな問題については、求められてないということでしょうか。

高崎行政改革室長

人事とかあらゆるところで、そういったリスクはあると思いますが、まず法律で義務付けられているのが財務に関する事務となっております。その他については、任意となっておりますので、まずは法律で義務付けられている財務の事務について、リスクを洗い出し見える化をし、対応策を取ってしっかり対応していくといったような内部統制制度の確立をしていきたいと考えております。

黒崎委員

まずはということですね。まずは、入り口の部分で財務上のミスをなくするというところで、ここ数年の起きた事象を整理して、どんなことが起きているのか、どんなことが想定できるのか、どうしなければいけないのか、各分野ということなので、大変広い分野に及び、時間も掛かると思います。

国のほうが3月にガイドラインを出されるということで、例えば今、県が整理したことを総務省のほうに情報提供するというのもあるのでしょうか。

高崎行政改革室長

総務省に報告するのかというような御質問でございましたけれども、実際にどういった手順になって総務省に報告するかまでは、すみません、ちょっと今分からないです。

黒崎委員

何分にも、始まったばかりというようなことですね。ただ、本当に広い範囲に及ぶことのでございますので、時間もしっかり掛けてやっていただかないといけない。これは、県の内部、警察、教育委員会とほとんど全ての所に関わってくるというような捉え方でよろしいですね。時間があるようでございませぬ。今年は2018年です。選挙を挟んで2020年度ということのでございますので、引き続きこのことについては、議員をしておりますら質問もしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

中山委員

先ほど説明いただいた、現場検査の省力化と技術の継承について、もう少し詳しく伺います。現場検査の省力化、モバイルワークの推進と書いてありますけれども、ちょっと詳しく教えてくださいませんか。

金山公共入札検査課長

ただいま、検査におけるモバイルワークについて御質問を頂きました。工事検査におけますモバイルワークは、検査に必要となる情報やシステムを現場にそろえまして、現場を確認しながら現場完結型の検査を進めていくことを指しております。

これまでに工事検査で、工事検査管理システムというものを平成26年度から運用しております。これは従来、監督員2名と検査員が、それまでは紙ベースで手計算で工事成績の算定を行っていたのですが、それをシステム化したしまして、必要な項目をチェックしたら工事成績が算出されて必要な様式が打ち出されるというようなシステムでございませぬ。このシステムの運用によりまして、評定者、一つについて3名いるのですが、その評定時間が短縮されるということです。

それから、工事検査のためにタブレット端末を県下6台配置しております。これについては、現場等で検査の基準や共通仕様書を確認したり、先ほど説明しました工事検査管理システムをタブレットで使えるようになっておりまして、検査員が検査に行った所、現場ではなかなかないのですけれど、各庁舎とかそういう所で採点もできるということで、現場にそういう資機材を集めて現場でやっていくというのを、検査のモバイルワークとして

推進しているところです。

これによって、どの程度の省力化につながっているのかということですが、従来は検査の書類を出先の庁舎と検査する所で往復させていたのですが、それが現場にいてやることによって、往復の時間が省略されるということが達成できております。

中山委員

少ない人員の中で予算執行というのは、なかなかできないというようなことが前回の議会でも質問があったと思うのですが、ものづくりというのは、基本、人と人とのつながりなんです。現場は特にそうなんですよ。

部長が冒頭で説明してくれた建物の老朽化対策で、やっぱりPFIによる整備というふうに書かれておりますけれども、このPFIにしても、先ほどの公安委員会関係の中で元木委員も質問していましたけれども、何でPFIにするのかと聞いたら、入札自体が多いというふうな話が出たので、関係ないかもしれませんがあえてさせてもらうのですが。

若手の育成、技術強化といっても、やはり実際に人と人とのつながりの中で教育をするものであって、ICT技術が発達することによって省力化にはなるとは思いますけれども、果たして本当の技術継承につながっているのかと非常に危惧しております。検査の書類が煩雑で、そこまでする必要がないような膨大な数の書類を簡素化するのは非常に賛成ですが、検査データの改ざんとかいろいろと問題があるではないですか。テレビ電話で検査してうんぬんということは、まずないと思うのですが、肝腎なところはやっぱり目視で、話を聞いて、現場で確認するべきであって、もっと人を割いて、積極的に現場に行っていて会話や対話をして、建設業界のことをもっと知ってほしい。

そうでないと、例えば入札制度の単価で、1平方メートル1,200円の壁の塗装は10平方メートル1万2,000円です。そんなのは一式にすべきなんです。例えば、幅木貼替え1平方メートル400円で6平方メートル2,400円では、職人が1人来てできるかという話で、できないですね。入札単価表があって、その単価に基づいて積算すると思うのですが、もっと各部署の人たちが現場に行って実情を分かってくれたら、そんな単価はなかなか入れられない。職人が来て、タイルカーペットを5枚貼り替えても、単価は知れてます。でも、実際に人が動いて、例えば1平方メートル3,000円で5平方メートル1万5,000円、材料を持ってきて職人が動いて、そんな金額で貼替えができますかという話です。そういうことをもっと反映してもらわないことには、単価が合わないから入札自体にならないというような事態になってくる。そうしたら、もうPFIにしようということになってきてしまい、建設業で営みができない、事業経営ができない、継続ができないと思うんです。

そういうことにならないように、もし人手が足りないのであれば人事課もここにいるのだからもっとそちらのほうに人を割いて、建設業の検査や入札にしても、工事に出る人たちの人手を増やすようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

黄田人事課長

ただいま中山委員から、業務への人員配置について、お話があったところでございます。職員数につきましては、全体で限られてございますので、職員を最大限生かすように

活躍いただけるように、また業務内容等につきましては、各部局から十分お話を聞きまして、適正な人員配備に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

時間がないので、これ以上は個別に話をしたいと思うのですが、やはり3,000人体制うんぬんはいいですよ。いいですけど、大事なことはやはり、例えば有事のときは口酸っぱく言いますが、建設業の助けがなかったら復興・復旧ができないんですよ。しかし、なかなか建設業の担い手がない。そういうのをどうしていくかといったら、工事量を増やしてあげなくてはいけない。工事量を増やしてあげなければいけないにもかかわらず、PFI手法によって工事量が減ってきているわけです。

もっと検査する人も増やして、いろんな人と対話をしてほしい。その中で、ものづくりとはどういうものかというのを皆さんに知ってもらいたい。県民との対話が、これから大事になってくると思うんです。全ての産業においてそうだと思うのですが、もっと県庁の職員は、現場に出ていってもらって現場の人と対話して、今県民の人たちが抱えている問題をもっと知ってもらいたいと思います。

そういうIT技術を活用する、会計事務のRPAは積極的に活用していいと思うのですが、人と人とのつながりが必要な部署に関しては、もっと人を入れて、県民の生の声を聞けるような体制づくりを積極的にしていただきたいと思います。微妙に入札がかすってる検査の部局しかいないので、建設管理課のほうにも是非、その辺のところを言っていただいて、人事課長もしっかりとそういうふうな人の配置を考えていただきたいと思います。

木下経営戦略部長

中山委員から、職員の質的向上も含めての御提言があったと思います。

今回の資料1、平成31年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針の右上、10年後の目指すべき姿の所に、質的向上を重視した組織・職員体制の構築ということを書かせていただいております。数というよりも、質を重視した方向でやっていこうと考えておりますので、今後とも御指導いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

岡委員

ちょっと今、中山委員の話の中で、人事課のほうで職員に限られていると。確かに人員の規定もありますので限られているのですけれども、それは誰に限っているのですか。

黄田人事課長

職員数につきまして、今、御質問がございました。これまでは、とくしま未来創造プランや新未来「創造」とくしま行革プランにおきまして、一般行政部門につきましては3,000人体制を目指すという形で、全体の職員数につきまして、総人件費の抑制等を踏まえまして取り組んできたところでございます。その中で、適材適所の観点で、業務の内容を踏まえまして、適正な人員配置を行っているところでございます。

岡委員

分かってて聞いたのですけれども、自分らで勝手に限っているんですよね。前からいろいろとお話をさせていただいていますが、今の仕事量はどうか、それを今の人員の中で質的向上を図ることだけでちゃんとカバーできるのか。現実的に、30億円以上の残業代が出ているわけですよね。人が足りてないのか、失礼な言い方になるかもしれませんが、能力が低くて仕事がこなせないのか。きちんと精査しないと、10年後に質的向上を重視したけれども、結局、残業代がたくさん付いて人は足りませんというのだったら、この目標は何の意味もないですよ。

きちんと仕事の棚卸しであったり、本当に行政でしないといけない仕事なのか。先ほど中山委員がおっしゃったように、人が要る所には、もっと重点的に配置をしないとけない。重点配置をして、ほかの部分が足りなくなるのだったら、3,000人体制は見直しもしないとけない時期が来てると思うんです。いろいろと権限移譲されて、国からの仕事も増えてるでしょうし。その辺を、きちんと10年後の目指す姿の中に入れておかないと、ただ単に職員体制の効率化といったって、そんなことはざっくりしたことで、もっと細かいことを話したらいろいろと理解できる場所もあるのでしょうけれども、土台無理な話を言葉だけで、きれい事で片を付けるようにしか聞こえません。

前から言ってるように、特に経営戦略部や政策創造部の方もそうなのでしょうけれど、本当に行政が全部しないとけないのかどうかという見直しと、それでも人が足りているのか足りてないのか。足りているのだったら減らしてもいいでしょうし、足りてないのだったら人を増やさないとけないんです。仕事ができないのですから。でないと、2番目に書いてある、全ての職員が働きやすい職場環境の充実というのにつながってこないし、根本的なところが全くできてない状態の中で、10年後の目指すべき姿を出してこられても、はっきり言って信ぴょう性がないんです。そこをきっちり早くやっていただきたい。もう大分前から言ってますけれど、一向に進んでいるような気配はありません。今のままだったら、職員さんがもたないようになりますよ。一人一人は、一生懸命に仕事をされていると思います。ただ、抱える案件が多すぎるんでしょう。そのところに手を付けずに、こういうことを書かれても意味がないのではないかと思うので、その辺はきちんともう1回見直しをしていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

あと、経営戦略部の施策の基本方針の中で、官民連携による資産活用力の向上とあるのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

福家施設最適化室長

官民連携による資産活用力の向上ということでございます。県有財産を建替えや改修する際に、資料1の右下にございますような官民連携によるPFIでありますとか、定借、あるいはリース方式を採択しましたり、遊休資産の活用を行う場合には、通常の売却のほか、リユースやリノベーション、コンバージョンなどを検討する際に、民間提案による未利用地の活用や民有地との一体利用を行うなど、現有財産を地域資源としての価値を上げることで、地域のにぎわい創出につなげたいというように考えてございます。

岡委員

それも前からやってたと思いますので、しっかりともう少し柔軟に、正直、いろんな制

約があつてなかなか進まないところがあると思います。もっと柔軟に物事を進めていけるように、何をやるにしても時間が掛かりすぎる。売却や新しい利用の仕方をするのに、いちいち時間を掛けて検討して、ああでもないこうでもないというように時間をかけているうちに、民間の人というのは、だったらやめたという人が出てくると思うんです。

だから、できるだけ早く民間の動きに対応できるような行政として、体制をしっかりと検討して構築していただきたい。これは、全部局に言えることでしょうけれども、時間が掛かりすぎる。駄目なことをやったら駄目ですけど、法律の読み方一つでいろんな可能性が広がってくると思うんです。民間がやりたいということに対して、しっかりとサポートしていくのが行政のこれからあるべき姿だと質問の中でも言わせていただきましたので、早急で柔軟な対応ができるように、体制をしっかりと組んでいただきたいと、これも要望しておきたいと思います。

あと、監察局の施策の基本方針の中で、農林水産関係団体・社会福祉法人等に対する検査の充実とあるのですが、この2団体が最初に出てきているのは、何か意味があるのでしょうか。

廣瀬評価検査課長

評価検査課におきましては、農業協同組合はじめ、漁業協同組合、森林組合等の農林水産団体と、今年度から社会福祉法人と社会福祉施設の検査を担当しておりますので、検査業務の主な団体の名称を入れてございます。

岡委員

今年度から始めるということですか。

廣瀬評価検査課長

失礼いたしました。農林水産団体につきましては、評価検査課で過去からしております。今年度から、社会福祉法人に対しましての検査が移管されましたので、この団体等について、従来どおり、それぞれの団体の内部管理体制の強化や運営の健全化について検査業務をしておりますので、こういう書き方にさせていただいております。

岡委員

農林水産関係団体は前からしているのですね。一番前に来ていたので、特に強化するような理由があるのかと思って聞いたのですが、ないのだったらないでいいです。

廣瀬評価検査課長

農林水産団体につきましては、昨年度、土地改良区で新たに対象人数が小さい所、従来は300名以上だったのですが、いろいろな不祥事等がございまして、110名以上の組合員がいる土地改良区につきましても、新たに評価検査課のほうで検査を行っております。検査のやり方につきましては、公認会計士さんを農協の検査についてはお願いし、細かく企業会計の部分を見ていただいたり、公認会計士さんとともに検査をすることで、職員のスキルアップ等を図り、引き続き適正な検査を行って団体の適正運営を図っていき

いと思っております。

岡委員

一番前に名前が出ていたので何か理由があるのかと思っただけなので、それだったら結構です。

あと、徳島市が今、ホールを建てるとかおっしゃっている土地の件について、前の事前委員会でお聞きした時には、特に何のお話もなく、進展もないですということだったけれども、それから何か新たな進展等がありましたら、お教えいただきたいと思います。

福家施設最適化室長

9月の事前委員会で、徳島市から県に対して協議がないという御答弁をさせていただきました。その後ですけれども、県有地を所管してございます都市計画課とともに、一度、県有地部分の取扱いについて協議を行いました。その協議の内容でございますけれども、徳島市から、現在の文化センターと同じように無償貸付を希望されました。それに対しまして、施設整備や維持管理運営の計画を伺ってからの、今後の協議になる旨を回答したところでございます。

岡委員

以前にも申し上げましたけれども、ホールを造ること自体、また内容が全く分からないような状態で、貸す貸さないという話とかはやめていただきたい。慎重に対応していただきたいので、そのような対応をしていただいているということでございます。

本当に、これからいろんなことが多分、表に出てくるのでしょうが、表に出てくれば出てくるほど、恐らくいろんな所で様々な意見、反対の意見が多いのでしょうが、そのような意見が出てくると思います。

県としては、持っている土地を貸し付けるだけとおっしゃるのかもしれませんがけれども、やはり徳島市でそれなりの施設を造るというのは、県民の皆さん方へのいろんな影響も大きいことですし、徳島市に住まれている方が今二十数万人いらっしゃるわけですから、県の中でも非常に大きな事業であるという認識は持っていただかないといけないのかなという気がしております。それを簡単に、軽々に時間も掛けずに内容を決めてしまって造ったら、やっぱり30年、50年はその施設を使わなければならないので、変な物を、変なお金を出して造られたら、後々、困ることが出てまいります。その辺も、徳島県の県庁所在地の中心部で、そういう大きな事業があるということであれば、やはり注視をしていただきたい。そして、慎重に対応していただきたい。

引き続き、いろんな協議はされるのでしょうけれども、その中でもきちんと物を見て判断して、これが将来の徳島県の発展について効果があるものかどうか、せっかくお金を出すのですから、県のお金ではないですけれども。余計な口出しもできないかもしれませんが、その辺もしっかりと考えた上で、結論を慎重に出していただきたいと思っておりますので、そこに関して申し上げておきます。

最後の1点ですが、12月6日の一般質問の中でも言わせていただきましたけれども、監察局が管轄しておられる、徳島県公益認定等審議会によって認可をされました徳島新聞社

の徳島市への3億円の寄附の件について、今ここで具体的にお話しをすると多分、時間オーバーしますので詳細については割愛させていただきますけれども、いろいろなお話をさせていただいた中で、非常に不透明性というか、出し方について問題があるのではないかと。そのことについて、県としてきちんと調べていくべきではないかというようなお話をさせていただいたのですけれども、余り日はたっていませんけれども、その後、何かお話があったとか、検討を始められたとかいうようなことがあれば、教えていただきたいと思えます。

廣瀬評価検査課長

徳島新聞社から徳島市への寄附のことにつきましての御質問でございます。9月の付託委員会でも、今回の寄附の経緯等、徳島県公益認定等審議会においての経緯等を御説明したところでございますけれども、今回、徳島新聞社から出されました公益目的支出計画の変更申請の手続につきましては、所管課への変更申請書の提出、所管課から公益認定等審議会への諮問、審議会での審議を受けまして、公益認定等審議会から所管課への答申を受けて、一般社団法人徳島新聞社への認可が行われたものでございます。

今回の変更申請に係ります公益認定等審議会の審議の視点は、寄附先が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、いわゆる認定法に規定された先であるかどうかということでございまして、第5条第17号におきまして、寄附の相手先として定めております、国若しくは地方公共団体への寄附ということで、地方公共団体への寄附等につきましては、寄附の用途等を審議する必要は求めておらず、審議会においては問題がなかったということで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に規定する、認可の基準に適合すると認めることが相当ということで答申が出されました。

また、徳島新聞社から徳島市への寄附は、認可されました変更計画どおり行ったものでありまして、現在の時点で、公益認定等審議会におきまして、改めて検証するようなことを検討はしておりません。

岡委員

すみません、ちゃんと伝わってなかったですね。別に、検証委員会で検証してくださいと言ったわけではないんです。内容については、もうお聞きいただいていると思うので御承知のとおりだと思いますけれども、出したことに対してどうこう言うつもりはありません。公益認定等審議会に出てきたものに対して、今のルールの中で、ルールにのっとって出したことについては別に違法性もないし、何か間違った判断をしたわけでもないのですが、後の使われ方であったり、出てきた経緯、使われた先などを見ていると、これは公益認定、公益目的支出というものに当たるものかどうなのかというのは、一考の余地があるということは多くの方にお話もしてきました。おかしいという声もたくさん頂きましたし、これが法的にどうかというのはまた別にして、使われ方、タイミング、初めから分かっていることではないかということも含めて、非常に問題があると私は思います。それを、検証委員会の中で細かくチェックするという、今は体制がないのでしようけれども、今回こういうような問題提起をさせていただいて、県のほうで当然、管轄官庁として

きちんとやるべきではないかと申しあげましたけれども、担当課でないんですよね。監察局が直接の担当課でもないし、経営戦略部でもないですよね。担当課とは、またお話をさせていたごうと思うのですが、県として動かないというのであれば、ほかのやり方もありますので、そのことについてはきちんと判断を出していただきたいと思っています。

1点、申しあげておきたいのは、今回このような事案が出てきて、多くの県民の皆さんが、あのお金の使い方、出し方について疑義を感じておられると思います。新聞社が書いてないので、普通に徳島新聞社がもうけた3億円のお金を出してきたという勘違いをされている方が多いのですけれど、今回の一般質問を聞いていただいた方の中には、そういうお金だったのかと。だったら、使い方としてはおかしいのではないかとというようなお声が、私の周りでも上がってきております。

その中で、今までのルールではこうだから別にもう審議することもないし、考え方を改める必要もないと言われれば、それはそうなのかもしれませんが、やはり公益目的支出というものがどういうもので、出した先に対して責任をきちんと持つということは、出す先にも責任があるのでしょうか、どこかに寄附したから、後は寄附の使い道に関しては先の方が考えることで関係ないといって放っておいていいものかどうなのかは、きちんと考えていただきたい。公益認定等審議会というようなことをするのであれば、やっぱり後のチェックもしていかなければならないのではないかと。支出理由であったりとかも明確にしてもらわなければいけないでしょうし、支出した先がどのように使ったのか、それが支出した徳島新聞社とどういう関わりがあったりするのかということも、きちんと見た上で、本当に公益目的で使われているのかどうかをチェックする機能というのは、何らかの形で要るのではないかと、今回のことを通じて強く感じました。

本来だったらあのお金は、別に公益目的支出にしなくても、国に返すなり自治体に返すなりという方法でも構わないんですよね。それを、わざわざ公益目的のために、みんなのためになるようなお金として使ってくださいと言われていたようなものを、自分らの収益を生み出すようなものを買うのに、結果的に使った。しかもそのお金は、徳島市に寄附したものですから後の使い道に関しては知りませんと、平気で言い放つ神経がよく分かりませんし、余りにも無責任なのではないかと思っています。

今の制度の中で、お金を出したことに関して、どうこう言うつもりはありませんけれども、今回の事象を受けて、公益認定等審議会の在り方であったりとか、そういうものについては、もう一度考えていくべき必要があるのではないかと。監察局だけで始末できないことであれば、いろんな部局、また県全体としてどのような対応をしていかなければならないのかと、しっかりと考えていただく必要があると思います。

答弁してくださいといっても、なかなかできないでしょうし、どうせこれだけ言っても、また明日の新聞にも四国放送にも多分出てこないと思いますので、別に構わないのですが、このことについては、一度、県の中でしっかりと考えていただきたい。本当に適正な使われ方をしているのか、本当にこれが県民に向けて適正なやり方ですということが言えるのかということ、きちんと検討を進めていただきたいということ、今回は要望だけしておきます。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決又は承認すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決又は承認すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第5号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第22号「消費税増税の中止について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

木下経営戦略部長

請願第22号「消費税増税の中止について」に関しまして、現在までの国等の動きを説明させていただきます。

平成24年8月10日、社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律を含みます、社会保障と税の一体改革関連法が成立し、平成26年4月1日から、消費税・地方消費税を合わせた税率は8%になっております。

当初、平成27年10月から消費税・地方消費税の税率10%への引上げが予定されておりましたが、平成27年度税制改正におきまして、引上げ時期を平成29年4月へ変更、平成28年度税制改正では10%への引上げ時である平成29年4月からの軽減税率制度と、複数税率に対応した適格請求書等保存方式、インボイス制度の導入が決定され、制度の実施に向け相談窓口等を設置するなど、周知・広報が進められているところです。

平成28年11月28日には、消費税・地方消費税の税率引上げ時期を平成31年10月に変更することと、それに関連する税制上の措置について法律改正が行われ、本年10月15日には、安倍総理によって、法律どおり平成31年10月1日からの消費税率10%への引上げ方針が表明されたところであります。

現在、国において、消費税率引上げ前後の消費を平準化するための支援策に関する議論が行われているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

喜多委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

樫本委員

不採択でお願いいたします。

本請願は、消費税増税の中止を求めています。社会保障の安定財源の確保や財政の健全化を実現するための消費税法の一部改正を含む、社会保障と税の一体改革関連法は既に可決・成立しており、先ほど部長からも説明があったとおり、安倍総理からは、平成31年10月1日に法律どおり、消費税率を10%へ引き上げることが発表され、消費税率引上げに際し、需要変動を平準化させるための税制、予算措置について、現在、国において議論が進んでいるところであります。

また、消費税率が10%引上げの際には、低所得者に配慮する観点から、軽減税率制度の実施が決定しており、制度の実施に向け周知・広報が行われているところであり、既に各事業者において必要な準備が進められていますので、不採択でお願いいたします。

喜多委員長

それでは、請願第22号「消費税増税の中止について」は、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第22号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第22号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時27分）